## 計画書

鹿児島都市計画公園の変更(鹿児島市決定)

都市計画公園中7・4・2号武岡公園を次のように変更する。

種別	名	称	位置	面積	備考
1里 万门	番号	公園名	15.	川 作	
特殊公園 (風致公園)	7 · 4 · 2	武岡公園	鹿児島市武二丁目、 武三丁目及び 常盤町	約 4.9 ha	園路 休憩所 ベンチ 便所 展望台 駐車場

「区域は計画図表示のとおり」

## 理 由

武岡公園は、昭和8年4月15日に風致公園として面積約5.6 haの都市計画決定がなされ、その後約90年間未開設の状態である。当該地は、桜島や鹿児島市街地などの景観を楽しむことができる優れた眺望スポットであるとともに、本市の重要な自然環境資源である斜面緑地の一部になっている。「鹿児島都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」では、斜面緑地について、市街地に残されている一団の緑地や地域に密着した緑の保全を図ることと位置付けられている事から、一団の斜面緑地のうち、砂防指定地や急傾斜地崩壊危険区域、保安林に指定された個別法により空地機能が十分確保されると見込まれる箇所については、区域から除外し、空地機能の確保が担保されていない箇所については新たに区域に追加するなどし平成28年には面積約4.8haとする区域の変更を行った。平成29年には事業認可を取得し、令和元年度から現在にかけて公園用地の取得を実施している。

また、令和3年度に策定された「第二次鹿児島市まちと緑のハーモニープラン」では、市街地の背景として緑の景観を形成するとともに、生きものの貴重な棲みかとなっている斜面緑地の保全と緑化の推進を図ることや、緑のシンボル拠点として武岡公園を整備し緑地の充実が必要であると位置づけられている。

平成28年度の変更時には、市道建部神社線に隣接する北側の一部土地は境界が未確定となっていたが、令和4年度に用地測量を実施し、土地境界が確定したことから、空地機能が担保されていない箇所について新たに区域に追加する事で恒久的に斜面緑地として保全する事が可能となるため今回、区域の変更を行うものである。

## 変更対照表

区分	種別	名 称		位置	五種	備考
		番号	公園名	14	面積	備考
前(風致公園)				鹿児島市武二丁目、		園路
						休憩所
	7 • 4 • 2	武岡公園	武三丁目及び常盤町	約 4. 8ha	ベンチ	
					便所	
					展望台	
						駐車場
後			武岡公園	鹿児島市武二丁目、 武三丁目及び 常盤町	約 4. 9ha	園路
						休憩所
	特殊公園	7 • 4 • 2				ベンチ
	(風致公園)	7 - 4 - 2				便所
						展望台
						駐車場

## 鹿児島都市計画公園の変更【鹿児島市決定】 総括図 S=1:25,000



